

現在の施設命名権導入に伴うスポンサーメリット対応業務

(1) 施設命名権に関する契約の概要

ア 契約の相手方

日産自動車株式会社

イ 期間

平成 25 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

ウ 主な権利

(ア) 施設命名権

日産スタジアム、日産ウォーターパーク及び日産フィールド小机の施設命名権

(イ) その他の権利（詳細は別紙参照）

- ・日産スタジアムの無償使用权（年間最大 10 日間）及び日産フィールド小机の無償使用权（年間最大 20 日間）
- ・横浜 F・マリノスのホームゲーム時のテラスボックス、大型映像装置の広告等の無償使用权
- ・常設広告看板の設置と広告掲出料の免除
- ・商品提示及び広告スペースの無償提供

(2) 施設命名権その他の権利運用に伴う連絡調整

横浜市と日産自動車株式会社との間で締結した施設命名権に関する契約書その他関係文書に定める事項を遵守し、横浜市、日産自動車株式会社並びに横浜 F・マリノスとの連絡調整を綿密に行い、日産自動車株式会社に付与された権利の運用を適切に行うとともに、日産自動車株式会社の意向を尊重し、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

日産自動車が無償使用权を保有する施設については、各施設の年間利用計画策定後に日産自動車の使用希望時期等を確認し、十分に配慮すること。

なお、現行の管理運営受託者と日産自動車株式会社及び横浜 F・マリノスとの間で取り交わされた覚書、契約その他一切の合意事項を承継すること。

(3) クリーンスタジアム対応

国際大会等において、商業権が主催者に属する場合、主催者の指示に従い企業名や広告の隠蔽を行うこと。

この取り扱いは施設名称及び自動販売機など管理許可又は設置許可に基づき設置している物件についても該当し、当該対応すべき期間中は、横浜市、日産自動車株式会社並びに主催者との協議のうえ決定する施設名称を使用する。

また、自動販売機等を隠蔽する場合、その間の管理許可使用料については返還しない。

(4) ネーミングライツ効果測定業務

巨額の施設命名権料を得ている本市がスポンサー企業である日産自動車株式会社へ説明責任を果たすために、年間を通じて、各メディアにおける「日産スタジアム」ほか 2 施設の報道実績を広告料に換算し、ネーミングライツの効果を測定すること。

「施設命名権に関する契約書」により日産自動車株式会社が
取得した命名権以外の権利

権 利 項 目	詳 細 内 容
1 ホスピタリティ	
日産スタジアムの無償使用権（最大10日間）	<p>(1) 指定管理者（以下「丙」という。）が年間利用計画を確定後に、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）・丙間で最大10日間の利用日を調整する。</p> <p>(2) 丙が実施する芝生の養生期間の設定について、乙は了解する。</p> <p>(3) 無償使用の範囲は、別途丙が定める日産スタジアム料金表のうち「貸切利用」及び「トラックの個人利用」分とする。</p>
日産フィールド小機の無償使用権（最大10日間）	<p>(1) 丙が年間利用計画を確定後に、乙・丙間で最大10日間の利用日を調整する。</p> <p>(2) 丙が実施する芝生の養生期間の設定について、乙は了承する。</p> <p>(3) 無償使用の範囲は、別途丙が定める日産フィールド小机料金表のうち「貸切利用」及び「トラックの個人利用」分とする。</p>
テラスボックスの無償使用権（6室）	<p>(1) 横浜F・マリノスのホームゲーム（Jリーグ、ナビスコカップ、海外招待試合）とする。</p> <p>(2) 使用するテラスボックスは、10人用5室、6人用1室で、部屋番号は、3、4、6、7、8、10とする。</p> <p>(3) テラスボックス使用者用の管理駐車場については、1試合ごとに8台分の無償使用を認める。</p>
会議室の無償使用権（2室）	<p>(1) 丙が年間利用計画を確定後に、乙・丙間で利用日を調整する。</p> <p>(2) 使用会議室は、301号(定員280人)、303号(定員12人)とする。</p>
大型映像装置の広告無償使用権	<p>(1) 横浜F・マリノスのホームゲーム（Jリーグ、ナビスコカップ、海外招待試合）とする。</p> <p>(2) 利用方法は、乙・丙間で調整する。</p>
場内の映像装置の広告無償使用権	<p>(1) 横浜F・マリノスのホームゲーム（Jリーグ、ナビスコカップ、海外招待試合）とする。</p> <p>(2) 利用方法は、乙・丙間で調整する。</p>
2 広告スペースの提供	
常設広告看板の設置と広告掲出料の免除	<p>(1) 常設広告看板として、バルコニー部分の6枚、2階席先端部分の全て及びバックスタンド側フィールドレベルの鉄柵部分を提供する。（なお、掲出場所については、別途図面により、横浜市（以下「甲」という。）・乙間で確認する。</p> <p>(2) 常設広告看板（バルコニー部分の6枚、2階席先端部分の全て及びバックスタンド側フィールドレベルの鉄柵部分）の掲出料は免除する。</p> <p>(3) 常設看板の制作、設置は乙の費用負担で行い、点検及び必要に応じて行う隠蔽、復旧はバックスタンド側フィールドレベル鉄柵部分を除いて、甲の費用負担で行う。</p>

権 利 項 目	詳 細 内 容
商品掲示及び広告スペースの無償提供	(1) 屋外提供場所（東ゲート前、東ゲート広場、西ゲート前、西ゲート広場） (2) 屋内提供場所（東ゲート付近の通路、大型映像装置の時計下、正面玄関ロビー、正面玄関通路スペース） (3) その他のスペース（Bアプローチ懸垂幕広告、エレベーター塔広告、スタジアムショップガラス面広告、スタジアム回廊柱広告） (4) 商品展示及び広告展示にあたっては、利用ごとに利用内容、利用期間について、乙・丙間で調整する。 (5) 設置、管理は、乙の費用負担で行う。
3 イベント協賛	
トラック利用の協賛	(1) 一般利用者のトラック利用について、甲は乙に無償で貸し出し、乙は、市民に無料で提供する。 (2) 提供の手法等については、乙・丙間で調整する。
丙主催のイベントの協賛	(1) 丙主催のイベントを乙が協賛し、協賛金については無償とする。 (2) 協賛の手法等については、乙・丙間で調整する。
4 広報・印刷物等	
公式印刷物	(1) 丙の発行するスタジアムパンフレット、スタジアムカレンダーに愛称を登載する。
ホームページ	(1) 横浜市、環境創造局及び横浜国際総合競技場のホームページで愛称の告知を行う。 (2) 日産スタジアムのホームページに月別スケジュールを掲載し、環境創造局のホームページとリンクする。
5 その他	
運営用備品倉庫スペースの確保及び常設事務所スペースの確保	(1) 乙の無償使用を認める。なお、場所については、別途図面により甲・乙間で確認する。
新横浜公園駐車場の100台分の優先利用	(1) 乙の優先使用を有償で認める。
市民へのコミュニケーション方策	(1) 甲・乙・丙と横浜F・マリノスが一体となって、方策を検討する。